許可を要しない営業施設のうち輸入食品を取扱う施設(新法に基づいた届出業種)

###					違反発見	違反件数							処分件数			処分	告発件数
施介報應元素(包装のか) 10 (2) (3) (4) (5)-1 (5)-2 (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (13) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14) (14				監視指導	施設数			食品衛生	健康増進	その他	務	務			その他		
加州 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)				(1)	(2)	(3)	(4)			(6)				(10)	(11)	(12)	(13)
日許可乗権であった営業 大阪販売業		魚介類販売業(包装のみ)			(=)	(0)	(1)	(-)	(=/ =	(0)	(//	(0)	(0)	(10)	(11)	(12)	(10)
水雪原光葉		食肉販売業(包装のみ)		29													
17	旧許可業種であった営業	乳類販売業		49	1		1										
#当販売業		氷雪販売業															
野菜果物販売業 8 8		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内	設置)	17													
販売業				1													
順売業 - 通信販売・訪問販売による販売業		野菜果物販売業		8													
コンピニエンストア 12 12 13 15 15 15 15 15 15 15				3													
コンピニングペト/ 12 12 12 13 13 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15				1													
自助販売棚による販売業(つプ式自助販売機(自助洗浄・屋内設置)を除く) 16 17 17 18 18 19 19 19 19 19 19		コンビニエンスストア															
その他の食料・飲料販売業 11																	
添加物製造・加工業(法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く) しわつゆる健康食品の製造・加工業(飲料の製造を除く) コーヒー製造・加工業 翻解製造・加工業 翻解製造・加工業 翻解製造・加工業 翻解製造・加工業 翻解製造・加工業 翻解製造・加工業 和療剤製き 加工業 用産剤型・加工業 和療剤型・加工業 用産剤型・加工業 用産剤型・加工 素 用産剤型 素 用産 素 用		自動販売機による販売業(コップ式自	動販売機(自動洗浄・屋内設置)を除く)	16													
いわゆる健康金島の製造・加工業(飲料の製造を除く) 2 2				11													
コーヒー製造・加工業 田底保存食料品製造・加工業 田原保存食料品製造・加工業 田原保存食料品製造・加工業 田原製造・加工業 田原製的包装果 田原製的包装果 田原製的包装果 田原製的包装果 田原製造・加工業 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩所 田原製造・砂塩 田原製造・砂塩・加工に限る 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る) 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具の製造・加工集合) 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具の製造・加工集合) 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具の製造・加工集合) 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具の製造・加工集合) 田原製造・加工業 (日成財間が使用された器具の関連などの関連などの関連などの関連などの関連などの関連などの関連などの関連など																	
製造・加工業																	
製造・加工業			除 <)	2													
製造・加工業		農産保存食料品製造·加工業		1													
精致・製粉業 製																	
製茶業 2 2	製造・加工業	糖類製造・加工業															
海薬製造・加工業 2																	
卵選別包装業																	
その他の食料品製造・加工業 行商 学校 病院・診療所 ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される 者を含む 学校 病院・診療所 事業所 その他 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造,加工に限る) 変元、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他 1		海藻製造・加工業		2													
行商																	
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第 ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される者を含む 事業所 2の他 器具 容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造,加工に限る) 2																	
上記以外のもの ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される 者を含む 集団給食施設 病院・診療所 事業所 その他 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造,加工に限る) 1 露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他 1	上記以外のもの ※改正法による改正後の法第																
 ※改正法による改正後の法第 68条第3項において準用される 者を含む 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造, 加工に限る) 電差、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他 																	
※収止法による収止後の法第 事業所 68条第3項において準用される その他 書と含む 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る) 1 露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの 1 その他 その他																	
者を含む 器具、容器包装の製造・加工業(合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造,加工に限る) 1 露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他																	
露天、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの その他	68条第3項において準用される																
その他	者を含む	器具, 容器包装の製造・加工業(合成	成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造,加工に限る)	1													
		露天, 仮設店舗等における飲食の提	供のうち、営業とみなされないもの														
/아름		その他															
		小計		204	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0			